

周西小学校「いじめ防止基本方針」

～児童が安心して学ぶことのできる学校へ～

令和8年4月 改訂

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめ』の様態（文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間外れ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 基本理念

周西小学校「いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」「千葉県いじめ防止対策推進条例」「君津市いじめぼうし対策推進条例」を受けて、その理念の実現を目指すものである。

いじめはどこの学校でも起こりうることを念頭に、周西小学校のすべての児童がいじめの恐れがなく、安心安全に学ぶことができる場とするために、教職員、児童、保護者、地域が一体となって取り組むことで、「いじめはぜったにしない・させない・許さない」学校を目指すものとする。

- いじめがすべての児童等に関係する問題であることを全職員が十分に認識し、理解する。
- 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- いじめを行わないように、またいじめを認知しながら放置しないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響など、いじめの問題に関する児童の理解を深めるようにする。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要と考え、市、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題の早期発見と適切かつ迅速な対応を行っていく。

3 いじめ防止への基本姿勢

①いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを全職員が十分に認識し理解する。

- ・未然防止に取り組む。（**道徳教育の充実**「自分のこととして捉え、考え、議論する」、いのちを大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラムなどの取り組み
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に寄り添い、いじめには多様な態様があることを踏まえた対応に努める。
- ・問題の対応にあたっては、責任を持って正確な状況把握と説明を行うものとする。
- ・教師の抱え込みのないように（いじめの情報共有）組織として対応していく。

②いじめは「人間として絶対に許されない」という意識を、学校全体を通じて児童一人一人に徹底する。

- ・いじめを発見した場合は、いじめられている児童の立場に立ち、学校全体で当該児童を守る。いじめられている児童については、**学校が徹底して守り通すという姿勢**を日常的に示す。
- ・いじめを行った児童に対しては、保護者、地域との連携も含め、毅然とした態度で、適切な対応と指導を行う。
- ・いじめが「**解消している**」状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること。被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと(本人,保護者と面談)。2つの条件が満たされている必要がある。

③常日頃から児童一人一人を大切にしている態度を示し、教職員の日常の言動に十分に気をつける。

- ・学習等の指導において、教職員の言動が児童に大きな影響力を持つことを十分に認識し、間違っても教師が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることが絶対にならないようにする。

④定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努めるようにし、集められた情報をすべての教職員で共有する。

- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わっていく。
- ・定期的なアンケート調査を位置づけ計画的に実施する。アンケートをもとに教育相談・個別面談等児童の実態に合わせて実施する。

⑤『いじめ防止基本方針』が、実効性を伴うものになるよう努める。

- ・学校の具体的な取り組みの実施状況について、**学校評価の項目に設定**する。評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。

4 いじめ防止等の対策のための組織

○担任や一部の教職員だけで問題をかかえこむことなく、学校として組織的に対応する。

【共通確認事項】

- ・いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止にむけて、チームで対応することを原則とする。
- ・各学級で起こっていることを生徒指導会議で共有して、担任を学校全体でフォローする。
- ・問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。

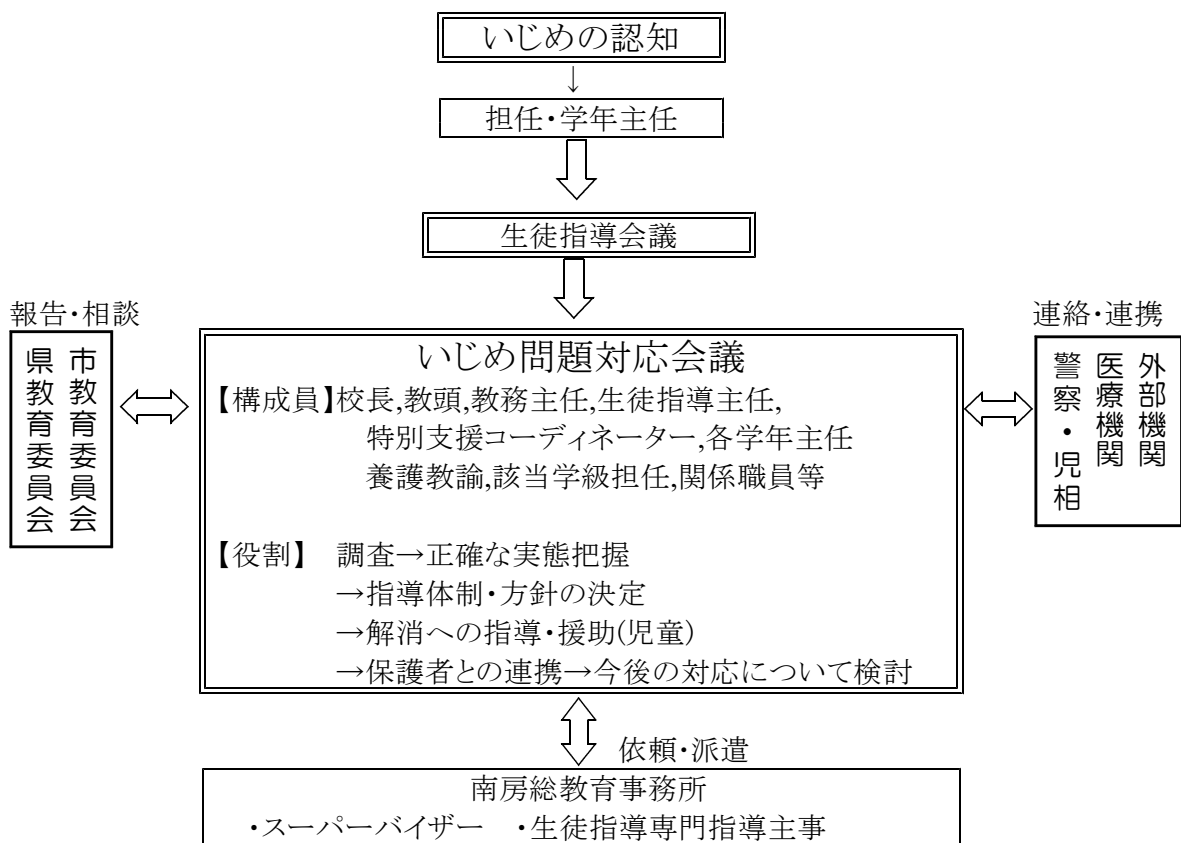
「実態把握」→「解決に向けた対応」→「経過観察」→「検証」

※いじめの解消について

・いじめが止んでいる期間が少なくとも3か月以上経過している。

・被害を受けた児童が心身の苦痛を受けていないと認められる。

- ・時系列に沿って、経過の記録を残しておく。



5 いじめ防止等に関する対策

(1) いじめの未然防止

児童が、一定の規律の中で、互いに認め合い安心して活動に参加できる集団づくりを全教育活動を通して行う。

- 授業規律の徹底
- わかる授業づくり
 - ・自己存在感を育む授業
 - ・できるように導き、認めることで自己肯定感を育む
 - ・共感的人間関係の育成
 - ・自己決定場面の提供
- 居場所づくり
 - ・互いに認め合い、支え合う関係づくりの醸成
 - ・教職員全体でサポートしていく体制

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候や、児童の声や行動に目を配り、早い段階で状況を把握する。

- 児童との信頼関係の構築
 - ・共感的人間関係を基盤とした、児童との信頼関係の構築
- 教育相談体制の充実
 - ・定期的な教育相談の実施
 - ・担任以外でも相談活動の実施(養護教諭、特別支援コーディネーター)
 - ・外部機関との連携(SC、SSWなど)

●アンケートの実施

- ・学期ごとにアンケートを実施し、情報を教職員間で共有する

(3)いじめを認知した場合の対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応に努める。そして、職員間で情報を共有し、組織で対応する。

- ①観察・アンケート・教育相談等から実態の把握
- ②生徒指導会議での情報共有
 - ・事実や状況について情報の収集と分析
 - ・被害児童に対する安全の確保
- ③いじめ問題対応会議
 - ・対策の検討
 - ・被害者、加害者への個別の対応
 - ・保護者やPTA、関係機関との連携について協議、協力要請
 - ・市教育委員会への報告、相談

(4)個別の対応

- 発達障害を含む、障害のある児童
教職員が個々の児童の障害の特性の理解を深めるとともに、個別の支援計画や指導計画を活用した情報共有を行い、児童のニーズや特性を踏まえて適切な指導や支援を行う。
- 外国にルーツを持つ児童
言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難さを抱えることが多いことに留意し、それらの違いから差別やいじめが行われないように、教職員全体で注意深く観察し、支援を行う。
- 性同一障害や性的思考・性自認にかかる児童
性同一性障害や性的思考・性自認について、教職員の正しい理解の促進を進めるとともに、個に応じた配慮や支援を行う。

(5)SOS教育の推進

自分の身を守ることができるよう、千葉県子どもと親のサポートセンター作成のSOSの出し方教育を実施する。

《電話相談窓口》

24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
ヤング・テレホン	043-227-3900
チャイルドライン千葉	0120-99-7777

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態への基準

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき**。相当期間とは**年間30日を目安とする**が事案によって迅速に調査に着手する。

※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときを含む。

(2) 発生した場合の連絡体制、初動

- ① 学校内及び教育委員会への報告
 - ・発見者→担任→生徒指導主任→教頭→校長
 - 校長→教育課長→教育長→市長
- ※緊急時には臨機応変に対応する。連絡先等を明記する。
一報後、改めて文書により報告する。
- ② 必要に応じて警察等関係機関に通報する。
 - ・いじめが児童の生命、身体又は財産に重大な損害があると判断したときは、すみやかに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③ 学校いじめ組織の招集
 - ・いじめ対策会議を母体として重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加える。
- ④ 具体的な調査方法
 - ・いじめ行為の事実関係を網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査する。
 - ・いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑤ 関係機関との連携
 - ・警察、教育委員会、地方自治体、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員等
- ⑥ 自殺の場合の保護者対応
 - ・保護者の気持ちに寄り添って、何事にも誠心誠意尽くす。
 - ・情報を適切に提供し、説明責任を果たす。
- ⑦ 自殺の場合のマスコミ対応
 - ・教育委員会指示指導の下、窓口一本化(校長)

8 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価等について

(1) ホームページでの公表

- ・公表した内容を、様々な機会を活用して、説明する。

(2) 年度末の評価と公表

- ・学校評価の項目に加え、年度末に評価・公表を行う。
- ・いじめ問題の取り組みを保護者、児童、職員等で評価し、次年度への検討をする。

(3) 学校いじめ防止基本方針の見直しについて

- ・PDCAサイクルの考え方に従い、評価をして、その結果を踏まえ、取り組みが適切に行われたか否かを検証する。
- ・県教委や市教委の基本方針が示された折には、その方針に基づいて随時見直しを図る。